

中標津空港脱炭素化推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 中標津空港脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）は、空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、中標津空港において、同法第24条第1項において規定する空港脱炭素化推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び実施その他中標津空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うために設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項

(協議会の運営)

第3条 協議会には会長を置き、北海道総合政策部航空港湾局航空課空港戦略担当課長をもって充てる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 協議会は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、別表に掲げる者とする。

(協議会の招集)

第5条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会の招集が困難である場合等にあつては、書面により協議を行うこととする。
- 3 会長は、協議を行うため必要があると認める者に対し、協議会への出席等必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として協議会に出席させることができる。この場合において、代理人が協議会に出席したときは、当該構成員は、協議会に出席したものとみなす。

(協議会への協力)

第6条 協議会の構成員は、推進計画の作成等、空港脱炭素化の取組を推進するため、空港管理者に協力する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を北海道総合政策部航空港湾局航空課に置く。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(その他)

第10条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この設置要綱は令和5年9月5日から施行する。

附則

この設置要綱は令和5年11月2日から施行する。

別表（第4条関係）

委員

団体名	役職名
根室中標津空港ビル(株)	執行役員総務部長
全日本空輸(株)	中標津空港所 空港所長
日本航空(株)	丘珠空港所 所長 中標津空港駐在員事務所 空港責任者
(株)北海道エアシステム	整備部 部長
(株)K A F C O	中標津空港事業所 所長
国土交通省東京航空局	空港連携調整官
気象庁札幌管区气象台	総務部業務課 課長
中標津町	経済部空港対策室 空港対策室長
中標津空港管理事務所	中標津空港管理事務所長
北海道	総合政策部航空港湾局航空課 空港戦略担当課長 釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室 維持管理課長